平成30年3月

富士見町議会定例会議案

富士見町

平成30年3月 富士見町議会定例会 議案提出

議案第	1号	富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第	2号	富士見町税条例の一部を改正する条例
議案第	3号	富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第	4号	富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
議案第	5 号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第	6号	富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第	7号	富士見町商業振興条例の一部を改正する条例
議案第	8号	富士見町工業振興条例の一部を改正する条例
議案第	9号	富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第1	0号	富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第1	1号	長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
議案第1	2号	町道の路線の一部廃止について
議案第1	3号	平成29年度 富士見町一般会計補正予算(第8号)
議案第1	4号	平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第1	5号	平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第1	6号	平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算(第1号)
معط حلم علاد	- -	

議案第17号 平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第18号	平成29年度 富士見町水道事業会計補正予算(第3号)
議案第19号	平成29年度 富士見町下水道事業会計補正予算(第3号)
議案第20号	平成30年度 富士見町一般会計予算
議案第21号	平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計予算
議案第22号	平成30年度 富士見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号	平成30年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計予算
議案第24号	平成30年度 富士見町富士見財産区特別会計予算
議案第25号	平成30年度 富士見町水道事業会計予算
議案第26号	平成30年度 富士見町下水道事業会計予算

上記のとおり提出します。

平成30年3月1日 提出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町議会議長 五 味 平 一 殿

議案第1号

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに 該当するもの」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

第2条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号中「、(マイクロフィルムを含む」を「(マイクロフィルムを含む」に改め、「(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同じ。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によ

り害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「次に掲げる事項に関する情報」を「要配慮個人情報(本人の信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報に限る。)」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 第7条の3第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 第7条の3第2項第10号中「第2条第3号イ」を「第2条第4号イ」に改める。

第7条の4第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第23条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。 第34条中「第2条第1項第4号」を「第2条第4号ア」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の富士見町個人情報保護条例(以下「改正後条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年富士見町条例号)の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正後条例第2条第1号に規定する実施機関が保有している改 正後条例第2条第7号に規定する特定個人情報ファイルであって、改正後条例第7条の3 第1項第5号に規定する記録情報に改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報

を含むものについての改正後条例第7条の3第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年富士見町条例号)の施行後遅滞なく」とする。

議案第2号

富士見町税条例の一部を改正する条例

富士見町税条例 (昭和 30 年富士見町条例第 42 号) の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町税条例の一部を改正する条例

富士見町税条例(昭和30年富士見町条例42号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「、収益事業を行う法人を除き」を削り、同項第4号中「公益社団法人及び公益財団法人」の次に「又はこれに準ずるもの」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第142条に次の2号を加える。

- (4) 学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒で教員の引率による修学旅行及び合宿訓練において入湯する者
- (5) 入湯しようとする者が支払うべき料金が 1,000 円 (消費税額及び地方消費税額に 相当する額を除く。) 以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者

第 143 条中「入湯客1人1日について、150円とする」を「次の各号に掲げる区分に 応じ、入湯客1人1日(第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。)につき、 当該各号に掲げる額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 50円

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例(昭和34年富士見町条例第4号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例(昭和34年富士見町条例第4号)の一部を次のように改正 する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」 を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 この町が行う国民健康保険」を「第1章 この町が行う国民健康保険の事 務」に改める。

第1条の見出し中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「行う国民 健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 町の国民健康保険事業の運営に関する 協議会」に改める。

第2条の見出し及び同条中「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の 運営に関する協議会」に改める。

第11条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1 項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を 「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」 に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7 第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課 額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に 改める。

第11条の3各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付 に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生 活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るも のに限る。)の額

- ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75 条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の 納付に要する費用(長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限 り、長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法 の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢 者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」とい う。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付 金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する 費用の額
- ホ 保健事業に要する費用の額
- へ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - イ 法第74条の規定による補助金の額
 - ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
 - ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(ニにおいて「国民健康

保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

二 その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第15条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の6の2各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける 補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び 同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に係るものに限る。)の額
 - ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた 法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の7各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける 補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び 同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に係るものに限る。)の額
 - ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要

する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた 法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第19条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を 「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第4号

富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富士見町後期高齢者医療に関する条例(平成20年富士見町条例第1号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富士見町後期高齢者医療に関する条例(平成20年富士見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「法第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により富士見町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条から第3条までを削り、附則第4条を附則第2条とし、附則第5条を附則 第3条とし、附則第6条を附則第4条とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第5号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条 第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成21年富士見町条例第12号)の一部を次のとお り改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10 条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成21年富士見町条例第12号)の一部を 次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第 1項に基づく準則を定める条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する 法律(平成19年法律第40号)第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の 成長発展の基盤強化に関する法律(平成29年法律第47号)第9条第1項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を 改正する条例

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士 見町条例第15号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を 改正する条例

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年 富士見町条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例 第1条中「企業立地」を「地域経済牽引事業」に改める。

- 第2条第2号を次のように改める。
 - (2) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法 律(平成29年法律第47号。以下「地域未来投資促進法」という。)第4条第2項に 規定する促進区域をいう。
- 第2条に次に1号を加える。
 - (3) 地域経済牽引事業計画 地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽 引事業計画をいう。
- 第4条を次のように改める。
- (促進区域における課税免除)
- 第4条 促進区域内において、地域未来投資促進法第13条第4号の規定により長野県知 事から地域経済牽引事業計画の承認を受けているもので、かつ、同条例第24条の規定 に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとし て主務大臣が定める基準に係る確認を受けたものについて、当該施設の用に供する家 屋若しくは構造物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税は、当該固定 資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

富士見町商業振興条例の一部を改正する条例

富士見町商業振興条例(平成12年富士見町条例第32号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町商業振興条例の一部を改正する条例

富士見町商業振興条例(平成12年富士見町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(指定の基準及び補助金等)」に改め、同条中「対象事業」を「指定」 に、「商業者、商業団体及び建設業者」を「事業の指定をした者」に改める。 第5条表を下記のように改める。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行	5/100以内
(第3条第1号)	令(平成16年政令第182号)第3条第1項及び第	限度額200万円
	2項に規定する事業により商業団体が設置す	常時従事するものが2名に満たない場
	る施設で、投下固定資産総額2,000万円以上	合の補助率及び限度額は上記の1/2と
	であるもの	する
商店等近代化事業	商業者又は商業団体が店舗等の近代化のた	5/100以内
(第3条第2号)	め新設、増築及び改修する施設で、投下固	限度額200万円
	定資産総額が200万円以上であるもの	常時従事するものが2名に満たない場
		合の補助率及び限度額は上記の1/2と
		する
空き店舗等活用事業	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店	10/100以内
(第3条第3号)	舗やコミュニティ施設として利活用するた	限度額20万円
	め改修する施設で、投下固定資産総額が50	
	万円以上、かつ、200万円以下であるもの	
	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店	10/100以内
	舗やコミュニティ施設として利活用するた	限度額年20万円以内とし、2年を限度
	め賃借する施設の家賃	とする
商店街等賑わい創出事業	商業団体が商店街等の賑わいを創出するた	30/100以内
(第3条第4号)	め共同して開催するイベント及び投下固定	限度額30万円
	資産総額が50万円以上で設置する施設の費	
	用の一部で町長が必要と認めるもの	

商店街環境整備事業	 商業団体が商店街に共同して設置する施設	30/100以内
(第3条第5号)	の費用の一部で町長が必要と認めるもの	限度額30万円
総合工事業	日本標準産業分類に定める一般土木建築工	
(第3条第6号)	事業から建築リフォーム工事業までとし、	限度額100万円
	常時建設工事の請負契約を締結する事務所	常時従事するものが2名に満たない場
	あるいは建設工事の現場を管理する事業所	合の補助率及び限度額は上記の1/2と
	施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資	する
	産総額200万円以上であるもの	
職別工事業	日本標準産業分類に定める大工工事業から	5/100以内
(第3条第7号)	塗装工事業までとし、独自で開発した製品	限度額100万円
	以外の既製品・木材を購入し、又は加工し	常時従事するものが2名に満たない場
	た製品を他社へ卸売をせず、個人との請負	合の補助率及び限度額は上記の1/2と
	契約により工事を行う事業所施設の新設・	する
	改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円	
	以上であるもの	
設備工事業	日本標準産業分類に定める設備工事業と	5/100以内
(第3条第8号)	し、主として電気工作物、空気調和設備、	限度額100万円
	給排水・衛生設備、昇降設備を自己又は下	常時従事するものが2名に満たない場
	請として設備の一部を構成する事業所施設	合の補助率及び限度額は上記の1/2と
	の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総	する
	額200万円以上であるもの	

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

富士見町工業振興条例の一部を改正する条例

富士見町工業振興条例(平成元年富士見町条例第33号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町工業振興条例の一部を改正する条例

富士見町工業振興条例(平成元年富士見町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り 上げる。

第5条の表を次のように改める。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
町外工業者の施設新設	 投下固定資産総額2,000万円以上で、か	投下固定資産総額の5/100以内で1,000
事業	つ、常時使用する従業員が10人以上で	万円を限度とする。
(第3条第1号)	あるもの。ただし、町内居住者を5人以	ただし、新規常用雇用がない場合の補助
	上とすること	率及び限度額は上記の1/2とする。
町内工業者の施設移転	投下固定資産総額500万円以上で、か	投下固定資産総額の5/100以内で1,000
新設事業	つ、常時使用する従業員が2人以上であ	万円を限度とする。
(第3条第2号)	るもの。ただし、町内居住者を1名以上	ただし、新規常用雇用がない場合の補助
	とすること	率及び限度額は上記の1/2とする。
町内施設増設事業	投下固定資産総額500万円以上で、か	投下固定資産総額の5/100以内で1,000
(第3条第3号)	つ、常時使用する従業員が2人以上であ	万円を限度とする。
	るもの。ただし、町内居住者を1名以上	ただし、新規常用雇用がない場合の補助
	とすること	率及び限度額は上記の1/2とする。
町内施設改善事業	投下固定資産総額500万円以上で、か	投下固定資産総額の5/100以内で1,000
(第3条第4号)	つ、常時使用する従業員が2人以上であ	万円を限度とする。
	るもの。ただし、町内居住者を1名以上	ただし、新規常用雇用がない場合の補助
	とすること	率及び限度額は上記の1/2とする。
生産設備投資促進事業	投下固定資産総額100万円以上であるも	投下固定資産総額の5/100以内で年間2
(第3条第5号)	Ø	0万円を限度とする。
公害等防止施設事業	投下固定資産総額100万円以上のもの	投下固定資産総額の10/100以内で800
(第3条第6号)		万円を限度とする。
工場等の用地取得事業	町工業振興上適当と認められるもので、	取得価格の30/100以内で500万円を限

(富士見高原産業団地を	 取得する土地の面積が600m²以上である	度とし、用地の取得から当該工場等を2
除く。)	こと、かつ、取得から2年以内に当該用	年以内に建設し操業したときに交付す
(第3条第7号)	地において操業を開始するもの	る。
		ただし、新規常用雇用がない場合の補助
		率及び限度額は上記の1/2とする。
富士見高原産業団地の	町工業振興上適当と認められるもの	取得価格の20/100以内で1企業1億円を
用地取得事業		限度とし、3年間に分割して交付する。
(第3条第8号)		
人材育成・職業訓練等	町工業振興上適当と認められるもの	授業料の1/2以内を就学年ごとに交付
事業		する。
(第3条第9号)		

第5条第2項中「又は償却資産のみの場合」を削る。 第6条中「企業立地」を「地域経済牽引事業」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例 (平成8年富士見町条例第5号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例(平成8年富士見町条例第5号)の 一部を次のように改正する。

第 3 条の表中富士見町B&G海洋センタープールの項及び富士見町B&G海洋センター艇庫の項を削る。

別表の4を削り、別表の5を別表の4とし、別表の6を別表の5とする。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

議案第10号

富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士見町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年富士見町条例第4号)の一部を次のと おり改正するものとする。

平成30年3月1日 提出

富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士見町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年富士見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については333円」を「、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に、「1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれか該当する扶養親族については、1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を「1人につき333円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士見町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた富士見町消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第11号

長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、平成30年4月1日から白馬山麓環境施設組合が名称を白馬山麓事務組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名取重治

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約(案)

長野県町村公平委員会共同設置規約(平成17年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表中「白馬山麓環境施設組合」を「白馬山麓事務組合」に改める。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

町道の路線の一部廃止について

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 10 条第 3 項の規定により、別紙のとおり町道の路線を一部廃止する。

平成30年3月1日 提出

別 紙

1. 道路法第10条第3項の規定により一部廃止する路線

平 中		旧	起終点地番		重要な経過地	
留 万	番号 路線名		起点	終点	里安は腔旭地	
1	1 3630 号線	1 2620 县始	旧	落合 9984-385	落合 9984-392	
1		新	落合 9984-385	落合 9984-392		
0	2 7700 日 / 位	2 7792 号線	旧	富士見 4654-313	落合 10777-1	
2	1192 万禄		富士見 4654-313	落合 10777-1		
3 7908 号線	7908 号線	旧	落合 9984-1206	落合 9984-1062		
7900 分脉		新	落合 9984-1206	落合 9984-1062		

議案第13号

平成29年度 富士見町一般会計補正予算 (第8号)

平成29年度 富士見町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ 7,366,470 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる 経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議 決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項
12 分担金及び負担金	
	1 分担金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	
	1 寄附金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	5 雑入
21 町債	
	1 町債
歳 入 合 計	

r		(単位:十円)
補正前の額	補 正 額	計
125, 290	5,875	131, 165
21,716	5,875	27,591
427,979	11,960	439, 939
166, 309	205	166, 514
221,592	11,590	233, 182
40,078	165	40, 243
100,746	40,000	140,746
100,746	40,000	140,746
320,972	15,063	336, 035
320,972	15,063	336, 035
381,458	43	381,501
86,740	43	86, 783
293,000	23,600	316, 600
293,000	23,600	316, 600
7, 269, 929	96,541	7, 366, 470

歳出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	2 清掃費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
8 土木費	
	4 都市計画費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
13 諸支出金	
	1 基金費
歳 出 合 計	

4. 工 类 0. 斑	4 T 45	(単位:十円)
補正前の額	補 正 額	計
1,082,844	14, 343	1,097,187
805, 378	19,845	825, 223
52,080	216	52, 296
28, 374	△5,718	22, 656
1,997,941	4,996	2,002,937
1,299,238	1,789	1,301,027
698, 703	3, 207	701,910
547, 664	△14,967	532, 697
259,500	△14,967	244, 533
10,506	30	10,536
10,506	30	10,536
488, 403	18,514	506, 917
457, 459	18,514	475, 973
939, 219	200	939, 419
578,806	200	579,006
281, 168	44	281, 212
281, 168	44	281, 212
733, 143	33, 381	766, 524
195, 493	32, 158	227, 651
160,488	1,019	161,507
100,038	0	100,038
231,932	204	232, 136
3,874	40,000	43,874
3,874	40,000	43,874
7, 269, 929	96,541	7, 366, 470

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金額
6. 農林水産業費	1. 農 業 費	農業競争力強化基盤整備事業	千円 8, 225
10. 教 育 費	1. 教育総務費	大規模改造事業	千円 32, 158

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の	り 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共事業等 (農業競争力強 ·補正予算分)	化基盤整備事業	千円 2,300	証書借入	6.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、町
2 学校教育施設等 (大規模改造事	・整備事業 業・補正予算分)	21,300	証券発行		の財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることが出来る。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳入)

(単位:千円)

(歳入)	<u> </u>		(単位:千円)
款	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金	125, 290	5,875	131, 165
15 県支出金	427,979	11,960	439, 939
17 寄附金	100,746	40,000	140,746
19 繰越金	320,972	15,063	336, 035
20 諸収入	381,458	43	381,501
21 町債	293,000	23,600	316,600
115 - A -1	5 000 000	20.54	F 000 170
歳 入 合 計	7, 269, 929	96, 541	7, 366, 470

(歳出)

(威山)			
款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1, 082, 844	14, 343	1, 097, 187
3 民生費	1,997,941	4,996	2, 002, 937
4 衛生費	547, 664	△14,967	532, 697
5 労働費	10, 506	30	10,536
6 農林水産業費	488, 403	18,514	506, 917
8 土木費	939, 219	200	939, 419
9 消防費	281, 168	44	281, 212
10 教育費	733, 143	33,381	766, 524
13 諸支出金	3,874	40,000	43,874
歳 出 合 計	7, 269, 929	96,541	7, 366, 470
			<u> </u>

補 直	E 額 の	財源	内 訳
特	定財	源	,你几日子公宫
国県支出金	地方債	その他	- 一般財源
			14, 343
970			4, 026
			△14, 967
			30
	2,300	5, 875	10, 339
			200
		43	1
10,990	21,300		1,091
		40,000	0
11,960	23,600	45, 918	15,063

2 歳 入(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(目) 1農林水産業費分担金

		款 項 目	補正前の額	補正額	計
12	分	担金及び負担金	125, 290	5,875	131, 165
	1	分担金	21,716	5,875	27, 591
		1 農林水産業費分担金	17,917	5,875	23, 792
15	県	支出金	427,979	11,960	439,939
	1	県負担金	166, 309	205	166, 514
		1 民生費県負担金	163, 092	205	163, 297
	2	県補助金	221, 592	11,590	233, 182
		1 民生費県補助金	43, 443	765	44, 208
		5 教育費県補助金	218	10,825	11,043
	3	委託金	40,078	165	40, 243
		4 教育費県委託金	0	165	165
17	寄	· 附金	100,746 40,000		140,746
	1 寄附金		100,746	40,000	140,746
		7 ふるさと寄附金	100,000	40,000	140,000
19	繰	越金	320, 972	15,063	336, 035
	1	繰越金	320, 972	15,063	336, 035
		1 繰越金	320,972	15,063	336,035
20	諸	収入	381,458	43	381,501
	5	雑入	86,740	43	86, 783
		1 雑入	86,740	43	86, 783
21	町,	債	293,000	23, 600	316, 600
	1	町債	293,000	23, 600	316,600
		3 農林水産業債	0	2,300	2,300
		4 教育債	0	21,300	21,300
	1	歳 入 合 計	7, 269, 929	96, 541	7, 366, 470

			(単位:十円)
節		説明	
区 分	金 額		
1 農業費分担金	5, 875	農業競争力強化基盤整備事業分担金	5,875
5 保険基盤安定負担金	205	後期高齡者医療保険基盤安定負担金	205
2 児童福祉費補助金	765	認可外保育施設児童処遇向上事業補助金	765
1 教育総務費補助金	10,825	大規模改造事業交付金	10,825
2 小学校費委託金	165	 人権教育研究推進事業	165
	40,000	ふるさと寄附金	40,000
	15,063	前年度繰越金	15,063
	<u> </u>		,
4 消防団員等公務災害補償金	43	消防団員等公務災害補償金	43
- 1412 HV 4 1427 HINDE		11/1/17/19/19/19/19/19	
3 公共事業等債	2,300	公共事業等債(農業競争力強化基盤整備・県営事業負	2, 300
・ 4六甲木寸県	2,300	五 八百年来寺 镇(長来親子万強化基盤電偏・県呂事来員 担金分)	2, 500
4 学校教育施設等整備事業債	21,300	学校教育施設等整備事業債(大規模改造事業)	21,300

3 歳 出

 (款)
 2 総務費

 (項)
 1 総務管理費

(目) 6 企画費

					補	正	額	の	財	源	内	訳	
		款 項 目	補正前の額	補正額	計	特 国県支出金	定	方	財 債	源	の	他	一般財源
2	2 総務費		1,082,844	14, 343	1,097,187	四尔文山亚	70	/3	[月		0)	162	14,343
		総務管理費	805,378	19,845	825, 223								19,845
		6 企画費	134,818	19,845	154,663								19,845
		V LER	101,010	10,010	101,000								19,845
	3	戸籍住民基本台帳費	52,080	216	52, 296								216
		1 戸籍住民基本台帳	52,080	216	52, 296								216
		費											216
	4	選挙費	28,374	△5,718	22,656								△5,718
		11 富士見町長選挙費	8,848	△5,718	3, 130								△5,718
													△5,718

			(手位・1	14/
F /	A #55	説	明	
区 分	金 額			
		Qつ 前ル≪▽幸・	19,845	
11 需用費	16,000	03一般経費 11需用費	16,040	
14 使用料及び賃借料	3,845	①消耗品費	16,00	
11 区川州及0 長旧州	0,040	・ふるさとみらい寄附金お礼		6,000
		14使用料及び賃借料 ①使用料等	3, 845 3, 84	15
		・公金支払いシステム使用料		3,845
				,
11 需用費	216	05情報センタ事務費	216	
11 而用貝	210	11需用費	216	
		①消耗品費 ・事務用	21	16 216
		· 事物用		
1 土江 並以	A 679	05富士見町長選挙費	△5,718	
1 報酬	△672	01報酬	△672	
3 職員手当等	△2,438	②委員報酬等	$\triangle 67$	
		・投票管理者 ・投票立会人		△189 △332
7 賃金	△302	・選挙立会人		△17
9 旅費	△15	・不在者投票立会人		△13
7,112		・期日前投票管理者		$\triangle 45$ $\triangle 76$
11 需用費	△996	・期日前投票立会人 03職員手当等	$\triangle 2,438$	△10
12 役務費	Λ 1 117	⑤時間外勤務手当	△20	00
14 仅務負	△1,117	· ⑤時間外勤務手当		△200
13 委託料	$\triangle 5$	③選挙手当・③選挙手当	$\triangle 2, 23$	
1.4 Married - and - married		・じ選手于当 07賃金	$\triangle 2$ $\triangle 302$	2, 238
14 使用料及び賃借料	△130	①臨時職員	△22	24
18 備品購入費	△43	・臨時職員		∆224
		③賃金 ・啓発	$\triangle 5$	78 △55
		・ 台先 ・ 公報・ 入場券配布		△23
		09旅費	△15	10
		③費用弁償	△1	
		· ③費用弁償		△15
		11需用費 ①消耗品費	△996 △34	40
		· ①消耗品費		∆340

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(目) 11 富士見町長選挙費

						補	正額	の財	源	内	訳
		款 項 目	補正前の額	補正額	計	 特	定 具			-	
		<i>~</i> .	1114	11422101		国県支出金		····································		他	- 一般財源
2	4	11									
	4	11									
9 F	<u> </u>	上費	1,997,941	4,996	2,002,937	970					4,026
	大二	比貝 ————————————————————————————————————	1,997,941	4, 990	2,002,937	910					4,020
	1	社会福祉費	1, 299, 238	1,789	1,301,027	205					1,584
		1 社会福祉総務費	643,938	1,515	645, 453						1,515
											36
											1,479
		12 後期高齢者医療広	224, 674	274	224, 948	205					69
		域連合関連費	, 0, 1	2,1	,	205					69
						(県)後期高齢	l 令者医療保障	<u> </u> 険		205	09
						基盤安定					
	2	児童福祉費	698,703	3, 207	701,910	765					2,442
		1 児童福祉総務費	337,407	2, 393	339,800	765					1,628
							I	1			ı l

節				(平位・111)
区分	金額	説	明	
		 ・⑦食糧費 ⑧印刷製本費 ・⑧印刷製本費 ⑩修繕料(施設) ・⑩修繕料(施設) 12役務費 ①通信運搬費 ・①通信運搬費 ・③手数料 ・③手数料 ・①点検料 ・①点検料 13委託料 ①委託料 ・增素報センタ委託料 ・ポスター掲設置・管理・撤去 14使用料及び賃借料 ①使用料等 ・投票所使用料 ・公営個人演説会場使用料・車電話使用料・車電話使用料・車電話使用料 18備品購入費 ②一般備品 ・②一般備品 		△416 △210 △210 △30 △30 △3,117 △841 △841 △253 △253 △23 △25 △5 △5 △4 △1 △130 △130 △33 △75 △8 △14 △44 △443 △443 △443
23 償還金、利子及び 割引料	1,515	50福祉医療費給付事業 23償還金、利子及び割引料 ①償還金、利子及び割引料 ・過年度国庫負担金返還金 55自立支援給付事業 23償還金、利子及び割引料 ①償還金、利子及び割引料 ・過年度国庫負担金等返還金		36 36 36 36 1,479 1,479 1,479 1,479
28 繰出金	274	10後期高齢者医療特別会計繰出金 28繰出金 ①繰出金 ・後期高齢者医療特別繰出金		274 274 274 274
			選举費~(款)早生	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(目) 1 児童福祉総務費

						補	正額	の財	源	内	訳
		款 項 目	補正前の額	補正額	計	特	定 則				- 一般財源
						国県支出金	地方	責そ	の	他	
3	2	1				765 (県)認可外係 処遇向上	沒育施設児童 :事業補助会			765	766
											862
		2 保育所費	361,296	814	362, 110						814 814
4	衛	生費	547,664	△14,967	532, 697						△14,967
	2	清掃費	259,500	△14,967	244, 533						△14,967
		1 清掃総務費	227,959	△14,967	212, 992						△14,967
											△14, 967
5) 労	<u></u> 動費	10,506	30	10,536						30
	1	労働諸費	10,506	30	10,536						30
		1 労働諸費	10,506	30	10,536						30 30
6	農	林水産業費	488, 403	18,514	506,917		2, 3	00	5	, 875	10,339
	1	農業費	457, 459	18,514	475, 973		2, 3	00	5	, 875	10,339
		1 農業委員会費	40,110	897	41,007						897 897
		3 農業振興費	275, 780	17, 617	293, 397		2, 3	00	5	, 875	9,442

節			
区 分	金額	説	明
10 名扣入坛内卫バ六	1,531	 20認可外保育施設児童処遇向上事業	1,531
19 負担金補助及び交 付金	1,551	19負担金補助及び父付金	1,531
1.1 717		②補助金	1,531
23 償還金、利子及び	862	·認可外保育施設	1,531
割引料		 45児童クラブ事業	862
		23償還金、利子及び割引料	862
		①償還金、利子及び割引料	862
		・国庫補助金返還金	862
		00 48 47 48	014
19 負担金補助及び交	814	03一般経費	814
付金		19負担金補助及び交付金 ①負担金	814 814
		・すずらん保育園負担金	814
19 負担金補助及び交	△14, 967	15南諏衛生施設組合負担金	△14,967
付金		13貝担並補助及び交刊並	△14, 967
		①負担金 · 南諏衛生施設組合	\triangle 14, 967 \triangle 14, 967
19 負担金補助及び交	30	05勤労者支援事業	30
付金		19負担金補助及び交付金	30 30
		②補助金 · 勤労者住宅新築資金利子補給金	30
19 負担金補助及び交	897	10農地流動化促進事業	897
付金	557	19負担金補助及び父付金	897
		②補助金	897
		·農地流動化促進事業	897
	15 015	】 35農業経営基盤強化促進対策事業	9, 392
10 色扣入場助卫バナ			0.000
19 負担金補助及び交付金	17,617	19負担金補助及び交付金	9,392
19 負担金補助及び交 付金	17,617	19負担金補助及び交付金 ②補助金 ・JAがんばる農家応援事業	9, 392 9, 392 9, 392

(款) 6 農林水産業費

(項) 1農業費

(目) 3農業振興費

						補	正	額の	財	源	内	訳
		款 項 目	補正前の額	補正額	計	—————— 特	定	財	源			一般財源
						国県支出金	地	方 債	そ	の	他	
6	1	3					美分担金 美等債 強化基	金 (農業 盤整備		5,	, 875 , 875 , 300	50
8	土;	木費	939, 219	200	939, 419	,						200
	4	都市計画費	578,806	200	579,006							200
		4 都市計画道路事業費	32,050	200	32, 250							200
9	消[281, 168	44	281, 212						43	1
	1	消防費	281, 168	44	281, 212						43	1
		2 非常備消防費	59,653	44	59,697						43	1
						(諸)消防団員 補償金	 等公 	務災害	<u> </u> 		43	1
10	教	育費	733, 143	33, 381	766, 524	10,990		21, 300				1,091
	1	教育総務費	195, 493	32, 158	227,651	10,825		21,300				33
		2 事務局費	87,634	32, 158	119,792	10,825		21,300				33
						10,825	か出する	21,300		10	005	33
						(県)大規模改金 (町)学校教育 事業債 事業)	育施設	等整備	1		, 825	
	2	小学校費	160, 488	1,019	161,507	165						854
		1 学校管理費	147,608	1,019	148, 627	165						854
												357
						165 (県)人権教育 業	育研究持	推進事			165	435

				(単位:十円)
節				
E /\	人。据	説	明	
区 分	金額			
		57農業競争力強化基盤整備事業		8, 225
		19負担金補助及び交付金		8, 225
		①負担金		8, 225
		・県営事業		8, 225
19 負担金補助及び交	200	05都市計画道路整備事業		200
付金		19負担金補助及び父付金		200
		①負担金		200
		・役場通り線		200
5 災害補償費	44	05消防団員人件費		44
		05災害補償費		44
		①災害補償費 ・災害補償費		44 44
		- 火台悃惧貝		44
		 06十月描述生車業		32, 158
13 委託料	1,923	06大規模改造事業 13委託料		1,923
		①委託料		1,923
15 工事請負費	30, 235	・学校施設設計監理		1,923
		15工事請負費		30, 235
		①工事請負費		30, 235
		・学校施設改修工事		30, 235
		10富士見小学校費		357
11 需用費	228	18備品購入費		357
18 備品購入費	791	②一般備品		357
10 湘吅聘人賃	191	・②一般備品		357
		15本郷小学校費		600
		11需用費		228
		①消耗品費		70

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(目) 1 学校管理費

株 項 目 補正前の額 補正額 計 特 定 財 源			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				補	正	額	の	財	源	内	訳
国與支出金 地 方 債 そ の 他			款 項 目	補正前の額	補正額	計	———— 特			財	源			An a Des
3 中学校費 100,038 0 100,038 1 学校管理費 86,635 0 86,635 4 社会教育費 231,932 204 232,136 10 図書館費 27,288 204 27,492 13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000												の	他	一般財源
1 学校管理費 86,635 0 86,635 4 社会教育費 231,932 204 232,136 10 図書館費 27,288 204 27,492 13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000	10	2	1							IX.				62
4 社会教育費 231,932 204 232,136 10 図書館費 27,288 204 27,492 13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000		3	中学校費	100,038	0	100,038								0
4 社会教育費 231,932 204 232,136 10 図書館費 27,288 204 27,492 13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000			1 学校筦理费		0	88 835								0
10 図書館費 27,288 204 27,492 13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000			1. 1.似日任兵	30, 000	· ·	30, 000								0
13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000		4	社会教育費	231,932	204	232, 136								204
13 諸支出金 3,874 40,000 43,874 40,000			10 図書館費	27, 288	204	27, 492								204
				, -30										204
1 其全费 3 874 40 000 43 874 40 000	13	諸	支出金	3,874	40,000	43, 874						40,	, 000	0
1		1	基金費	3,874	40,000	43, 874						40,	, 000	0
4 ふるさとみらい基 1 40,000 40,001 40,000				1	40,000	40,001						40,	, 000	0
金費 40,000			金費				(由) > > 1.1	, _L -1-111	'L ^					0
(寄)ふるさと寄附金 40,000							(寄)ふるさと 	Ĺ寄№ 	可金			40,	,000	

節			
区分	金額	説	明
		・一般	70
		②光熱水費	△358
		・電気料	△130
		・水道料	△228 516
		⑥燃料費 ・⑥燃料費	516
		18備品購入費	372
		②一般備品	372
		・②一般備品	372
		20境小学校費	62
		11需用費	0
		②光熱水費 ・電気料	$\triangle 400$ $\triangle 250$
		· 水道料	△150
		⑥燃料費	400
		・⑥燃料費	400
		18備品購入費	62
		②一般備品 ・②一般備品	62 62
		79文 79文 79日 日日	02
		 10富士見中学校	0
11 需用費	△70	11需用費	<u> </u>
14 使用料及び賃借料	70	②光熱水費	△270
11 区间积区 頁旧科		・電気料	△350
		・水道料	80
		⑥燃料費 ・⑥燃料費	200 200
		14使用料及び賃借料	70
		①使用料等	70
		・下水道	70
		MEMD 事	20.4
7 賃金	204	05図書館管理運営費 07賃金	204 204
		①臨時職員	204
		・臨時職員	204
		 - 05ふるさとみらい基金積立金	40,000
25 積立金	40,000	25積立金	40,000
		①積立金	40,000
i .	I	・ふるさとみらい基金	40,000

								補		正	額	の	財	源	内	訳	
	款	댸	ĺ	目	補正前の額	補正額	計	————— 特		定		財	源				
,	dy.C	-5	4	Н	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	III III III	н		Τı						Æ	-	般財源
	示《	埠	Į	日	補止削の額	作上領	i it	国県支出金	1			<u></u>		0	他		般財源
j	歳	出	合	計 	7, 269, 929	96,541	7, 366, 470	11,960			23	, 600		45	, 918		15,063

節				(中位・111)
区分	金 額	説	明	

議案第14号

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,786 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ 1,764,147 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議 決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

款	項
10 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

補正前の額	補 正 額	計(本位・111)
225, 759	8,786	234, 545
225, 759	8,786	234, 545
1,755,361	8,786	1,764,147

款	項
10 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳 出 合 計	
ні	

補正前の額	補 正 額	計(本庫・111)
7,111	8,786	15, 897
7,111	8,786	15, 897
1,755,361	8,786	1,764,147
1,755,501	5,780	1, 104, 141

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金	225, 759	8,786	234, 545
歳 入 合 計	1,755,361	8,786	1,764,147

款	補正前の額	補正額	計
10 諸支出金	7, 111	8,786	15,897
歳 出 合 計	1, 755, 361	8,786	1,764,147

							(単位:	1111
補	正	額	の	財	源	内	訳	
	特	定	財	源			一般財源	
国県支出金		地	方債	7	の他		一加又知机	
								8, 786
								0 700
								8, 786

2 歳 入 (款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款項目	補正前の額	補正額	計		
10 繰越金	225, 759	8, 786	234, 545		
1 繰越金	225, 759	8, 786	234, 545		
1 繰越金	225, 759	8,786	234, 545		
歳入合計	1,755,361	8,786	1,764,147		

	節				äμ	пп	
区	分	金	額		説	明	
1 繰越金			8,786	前年度繰越金			8,786

3 歳 出 (款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(目) 3 償還金

	H/ CRAE				補	正	額	の	財	源	内	訳
	款 項 目	補正前の額	補正額	計	———— 特	定			源			
					国県支出金	地		債		の	他	一般財源
10 諸	支出金	7,111	8,786	15,897								8,786
	償還金及び還付加算 金	7, 111	8, 786	15, 897								8,786
	3 償還金	0	8, 786	8,786								8,786 8,786
	歳出合計	1,755,361	8,786	1,764,147								8,786

節			
	A that	説	明
区分	金 額		
	. =	 10前年度精算返還金	8,786
23 償還金、利子及び 割引料	8,786	23償還金、利子及び割引料	8,786
		①償還金、利子及び割引料 ・療養給付費国庫負担金過年度分	8,786 8,728
		・特定健診等負担金過年度精算返還金	58

議案第15号

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 274 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ 182,156 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議 決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳 入 合 計	

補正前の額	補 正 額	計
46, 207	274	46, 481
46, 207	274	46, 481
181,882	274	182, 156
101,002	214	102, 130

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	
1-	

	I		1	(単位:十円)
補正前の額	補	正 額		計
177, 396			274	177, 670
177, 396			274	177, 670
181,882			274	182, 156

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	46, 207	274	46, 481
歳入合計	181,882	274	182, 156

(威山)			
款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	177, 396	274	177, 670
2 後期高齢者医療広域連合納付金	177, 396	274	177,670
歳 出 合 計	181,882	274	182, 156

補	正額	Ø	財	源		内	訳	
特	定	財	源				一般財源	
国県支出金	地	方 債	そ	の他			/4×//4 1//4	
					274			0
					274			0

 2
 歳
 入

 (款)
 4 繰入金

 (項)
 1 一般会計繰入金

(目) 2 保険基盤安定繰入金

款項目	補正前の額	補正額	### ##################################
4 繰入金	46, 207	274	46, 481
1 一般会計繰入金	46, 207	274	46, 481
2 保険基盤安定繰入金	46, 207	274	46, 481
歳入合計	181,882	274	182, 156

節		-	N.		2 113)	
区分	金	額	部	元	明	
1 保険基盤安定繰入金		274	保険基盤安定繰入金			274
				(14.)	場 ↑ ◆ (佰) → 帥	

3 歳 出

- (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 - (項) 1後期高齢者医療広域連合納付金
 - (目) 1後期高齢者医療広域連合納付金

				補	正額の	財 源 内	訳
款項目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	én a l'Azz
				国県支出金	地方債	その他	一 一般財源
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	177, 396	274	177, 670			27	4 0
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	177, 396	274	177,670			27	4 0
1 後期高齢者医療広域連合納付金	177, 396	274	177,670			27	
				(繰)保険基盤	9左宁缊1夕	27	
歳出合計	181,882	274	182, 156			27	4 0

節					(中心・111)
区分	金	額	説	明	
 19 負担金補助及び交	5	274	10広域連合納付金		274
付金			19負担金補助及び交付金 ①負担金		274 274
			・後期高齢者医療広域連合		274

議案第16号

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ 151,125 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議 決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

款	項
3 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

補正前の額	補 正 額	計 (本位・111)
2,500	5, 195	7,695
2,500	5, 195	7,695
145,930	5, 195	151, 125

款	項
3 基金費	
	1 基金費
歳 出 合 計	

補正前の額	補 正 額	計(本位・111)
20,002	5, 195	25, 197
20,002	5, 195	25, 197
145,930	5, 195	151, 125

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	2,500	5,195	7,695
歳入合計	145,930	5, 195	151,125
/4% /\ H II	110,000	0,100	101, 120

(1954,1117)			
款	補正前の額	補 正 額	計
3 基金費	20,002	5, 195	25, 197
歳 出 合 計	145, 930	5,195	151, 125

特 定 財 源									(十匹	:十円)
回馬支出金 地 方 俊 そ の 他 5,195	補	正	額		の <u></u> <u></u>	<u> </u>	源	内	訳	
国界支出金 地 方 値 5,196		特	定	財	· ·	泵				
	国県支出金		地	方債		そ 0	D 他		一反則你	
										5, 195
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5,195										
5, 195										
5,195										
5,195										
5, 195										
5,195										
5,195										
5, 195										
5, 195										
5, 195										
5, 195										
5, 195										
5, 195										
5, 195										
										5, 195

 2
 歳
 入

 (款)
 3 繰越金

 (項)
 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	2,500	5, 195	7,695
1 繰越金	2,500	5, 195	7,695
1 繰越金	2,500	5, 195	7,695
	147.000	- 10-	,51.10
歳 入 合 計	145, 930	5, 195	151, 125

	節						
区	分	金	額		説	明	
1 繰越金			5, 195	前年度繰越金			5, 195
							t 众 (百) 吳 始 众

3 歳 出

(款) 3 基金費 (項) 1 基金費

(目) 1 財政調整基金費

				補	正	額	の	財	源	内	訳
款 項 目	補正前の額	補正額	計	————— 特	定		財	源			一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	川又只 (/示
3 基金費	20,002	5, 195	25, 197								5, 195
1 基金費	20,002	5, 195	25, 197								5, 195
1 財政調整基金費	20,002	5, 195	25, 197								5, 195
											5, 195
歳出合計	145,930	5, 195	151, 125								5, 195

- Lucia				里位:十円)
節				
	A that	説	明	
区分	金 額			
		10財政調整基金積立金		5, 195
25 積立金	5, 195	25積立金		5, 195
		①積立金		5, 195
		· 観光施設貸付財政調整基金積立金		5, 195
		700000000000000000000000000000000000000		, , , ,

議案第17号

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,435 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を それぞれ 12,478 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議 決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

T-	
款	項
3 繰入金	
	2 基金繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
5 諸収入	
	2 雑入
歳 入 合 計	

		(単位:千円)
補正前の額	補 正 額	計
9,938	△3,713	6, 225
9,938	△3,713	6, 225
1,000	274	1,274
1,000	274	1,274
2	4	6
1	4	5
15,913	△3,435	12, 478

款	項
1 財産費	
	1 財産管理費
歳 出 合 計	
<i>ул</i> у, ЦІ П П	

15,813 △3,435 12,378 15,813 △3,435
15,813 △3,435 12,378
15,913 △3,435 12,478

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金	9,938	△3,713	6, 225
4 繰越金	1,000	274	1,274
5 諸収入	2	4	6
歳 入 合 計	15, 913	△3,435	12, 478

. pd.	48 T 24 5 50		-1
款	補正前の額	補正額	計
1 財産費	15, 813	△3,435	12,378
歳出合計	15, 913	△3,435	12, 478

補	正	額	Ø	財	源	内	訳
	特	定	財	源			一般財源
国県支出金		地方	債	そ	の他		/4X #/3 1/A/\
							△3, 435
							△3, 435

2 歳 入 (款) 3 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(目) 1 財政調整基金繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,938	△3,713	6, 225
2 基金繰入金	9,938	△3,713	6, 225
1 財政調整基金繰入金	9,938	△3,713	6, 225
4 繰越金	1,000	274	1,274
1 繰越金	1,000	274	1,274
1 繰越金	1,000	274	1,274
5 諸収入	2	4	6
2 雑入	1	4	5
1 雑入	1	4	5
歳 入 合 計	15, 913	△3, 435	12,478

		(争位・111)
節	I	説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△3,713	財政調整基金繰入金 △3,713
1 繰越金	274	前年度繰越金 274
1 雑入	4	雑入 4

3 歳 出 (款) l 財産費 (項) l 財産管理費

(目) 1 一般管理費

補 正 額 の 財 源 内 訳 特 定 財 源 国県支出金 地 方 債 そ の 他 日 財産費	般財源 △3,435 △3,435 △85 △85
国県支出金 地 方 債 そ の 他	
1 財産費 15,813 △3,435 12,378 1 財産管理費 15,813 △3,435 12,378 1 一般管理費 8,613 △85 8,528	△3, 435 △85
1 一般管理費 8,613 △85 8,528	△85
2 区有林管理費 7,200 △3,350 3,850	$\triangle 85$
2 区有林管理費 7,200 △3,350 3,850	
	$\triangle 3,350$ $\triangle 3,350$
歳 出 合 計 15,913 △3,435 12,478	

節			(単位:十円)
区 分	金額	説	明
<u> </u>	312 103		
9 旅費	△65	03一般経費 09旅費	<u>△</u> 85 △65
19 負担金補助及び交 付金	△20	①普通旅費 ・①普通旅費 ・①普通旅費 ②特別旅費 ・②特別旅費 19負担金補助及び交付金 ①負担金 ・研修負担金	$egin{array}{c} $\triangle 15$ \\ $\triangle 15$ \\ $\triangle 50$ \\ $\triangle 50$ \\ $\triangle 20$ \\ $\triangle $
12 役務費	△150	10森林環境保全直接支援事業 12役務費	△3, 350 △150
13 委託料	△2,400	3手数料 ・申請手数料	△150 △150 △150
16 原材料費	△50	13委託料 ①委託料	$\triangle 2,400$ $\triangle 2,400$
19 負担金補助及び交付金	△750	・間伐 16原材料費 ①原材料費 ・道路補修 19負担金補助及び交付金 ①負担金 ・①負担金	Δ2,400 Δ50 Δ50 Δ750 Δ750 Δ750

議案第18号

平成29年度富士見町水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成29年度富士見町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

ı[<i>∀</i>				
収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	624,010 千円	10 千円	624,020 千円
第2項	営業外収益	145,250 千円	10 千円	145,260 千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	564,707 千円	5,188 千円	569,895 千円
第1項	営業費用	518,191 千円	4,188 千円	522,379 千円
第2項	営業外費用	46,516 千円	1,000 千円	47,516 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「342, 181千円」を「336, 581千円」に、過年度分損益勘定留保資金「282, 181千円」を「276, 581千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	= +
第1款	資本的収入	18,944 千円	5,600 千円	24,544 千円
第1項	負担金	1,944 千円	5,600 千円	7,544 千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	361,125 千円	0 千円	361,125 千円
第1項	建設改良費	167,749 千円	0 千円	167,749 千円

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 3月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

平成29年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

款	項		目		既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益					624, 010	10	624, 020
	2 営業外収益				145, 250	10	145, 260
		5 雑	収	益	1, 500	10	1,510

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			564, 707	5, 188	569, 895
	1 営 業 費 用		518, 191	4, 188	522, 379
		4 総 係 費	78, 627	200	78, 827
		5 減 価 償 却 費	332, 873	3, 988	336, 861
	2 営業外費用		46, 516	1,000	47, 516
		2 雑 支 出	23, 300	1, 000	24, 300

2. 資本的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

款		項			目		既決予定額	補正予定額	計
1資本的収入							18, 944	5, 600	24, 544
	1 負	担	金				1, 944	5, 600	7, 544
				1 負	担	金	1, 944	5, 600	7, 544

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			361, 125	0	361, 125
	1 建設改良費		167, 749	0	167, 749
		3 営 業 設 備 費	25, 062	0	25, 062

平成29年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益的収入及び支出

収 入

(款) 1. 水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

(単位:千円)

	н		既決予定額	補正予定額	計		節			説	明
	P		以 (人) / 足領	州北丁足領	ĦΙ	区	分	金	額	н/L	973
5 雑	収	益	1,500	10	1, 510	2 有価語	正券評価益		10	有価証券評価益増	10
	計		1,500	10	1, 510						

支 出

(款) 1. 水道事業費用 (項) 1. 営業費用

(単位: 千円)

	(/19/()	т.	717년	- +	不 貝/11 ('尽/	1. 口木貝/	11							(十匹・111)
	目		┃		計· •	節					説	明		
		Ħ			外 (人) / 足領	州业了足领	日日	Þ	<u> </u>	}	金	額	机儿	97
4 総	2005	係		費	78, 627	200	78, 827	20 委	託	料		200	委託料増	200
5 洞	述 価	償	却	費	332, 873	3, 988	336, 861		形固定価 償			3, 988	有形固定資産》 価償却費増	或 3,988
計					411, 500	4, 188	415, 688							

(款) 1. 水道事業費用 (項) 2. 営業外費用

(単位:千円)

	н		既決予定額	補正予定額	計			節			説	明
	Ħ			佣工了足領	日		区	分	金	額	п ∕С	1971
2 雑	支	出	23, 300	1,000	24, 300	2	有価証	E券評価損		1,000	有価証券評価損増	1,000
	計		23, 300	1,000	24, 300							

2. 資本的収入及び支出

収 入

(款) 1. 資本的収入 (項)1. 負担金

(単位:千円)

_	(1)	/ 1 5	4.1.1.2	V () ()	· ><1———							(十二元・114)
		Ħ		既決予定額	補正予定額			節			説	明
		Ħ		以 (人) / 足領	州山丁足領	ĦΙ	区	分	金	額	μ/L	97
I	1 負	担	金	1, 944	5, 600	7, 544	1 加	入 金		4,600	加入金増	4,600
	I Ḥ	1브	亚.	1, 944	5,000	7, 544	2 工 事	4 負担金		1,000	工事負担金増	1,000
ĺ		計		1, 944	5, 600	7, 544						

支 出

(款) 1. 資本的支出 (項) 1. 建設改良費

(単位:千円)

Ш	既決予定額	補正予定額	計	節		説	明
Ħ		佣工了足領	日	区 分	金 額	南 沙 丘	1971
3 営 業 設 備 費	25, 062	0	25, 062	13 備 消 品 費	330	備消品費増	330
3 西 未 以 佣 負	25, 002	O	25,002	24 工 事 請 負 費	△ 330	工事請負費減	△ 330
計	25, 062	0	25, 062				

平成29年度富士見町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(単位:千円)

			(単位:千円)
	項	目	金額
Ι	営業活動によるキャッシュ・フロ	_	
	当期純利益		49, 131
	受取利息及び受取配当金	-	△ 3,945
	営業外雑収益		△ 1,510
	一般会計補助金		△ 7,680
	長期前受金戻入		△ 131, 725
	支払利息		23, 216
	営業外雑支出		2, 204
	減価償却費		336, 861
	その他損益勘定留保資金	1	15, 000
	未収金の減少(増加△)		1, 751
	前払金・前払費用の減少	、(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)		0
	その他流動資産の減少は	増加△)	0
	引当金の増加(減少△)		257
	その他固定負債の増加(咸少△)	0
	未払金・未払費用の増加		1, 970
	前受金の増加(減少△)		0
	その他流動負債の増加(咸少△)	0
	小計		285, 530
	利息及び配当金の受取額		3, 801
	営業外雑収益	•	1,510
	一般会計補助金		7, 680
	利息の支払額		△ 23, 216
	営業外雑支出		△ 2,204
	営業外活動に係る未収金	の減少	37
	営業外活動に係る未払金		1, 109
	営業活動によるキャッシュ・		274, 247
П	投資活動によるキャッシュ・フロ		
	有価証券の取得による支	出	△ 10
	有価証券の売却による収		99, 686
	有形固定資産の売却によ		0
	国庫補助金等の収入		6, 986
	建設改良費		△ 156, 058
	建設改良に係る未収金の)減少	1,080
	建設改良に係る未払金・		△ 35,813
	投資活動によるキャッシュ・		△ 84, 129
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロ		,
	企業債による収入		0
	企業債の返済による支出		△ 93, 376
	長期貸付金返還金による		17, 000
	長期貸付金による支出	· · ·	△ 100,000
	財務活動によるキャッシュ・	フロー	△ 176, 376
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少		13, 742
V	現金及び現金同等物の期首残高	/ H/1	1, 695, 106
VI	現金及び現金同等物の期末残高		1, 708, 848
V 1	シェストン・アード・ユン・ハングロ		1, 100, 040

議案第19号

平成29年度富士見町下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成29年度富士見町下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	•	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	1, 252, 626 千円	2, 322 千円	1, 254, 948 千円
第2項	営業外収益	703, 236 千円	△ 214 千円	703, 022 千円
第3項	特別利益	0 千円	2,536 千円	2,536 千円
支 出	1	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	1,021,543 千円	8,300 千円	1,029,843 千円
第 1 項	営業費用	832, 143 千円	3,300 千円	835, 443 千円
第2項	営業外費用	189, 400 千円	5,000 千円	194, 400 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

文 出	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	698, 454 千円	0 千円	698, 454 千円
第1項 建設改良費	35,079 千円	0 千円	35,079 千円

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 3月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

平成29年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1, 252, 626	2, 322	1, 254, 948
	2 営業外収益		703, 236	△ 214	703, 022
		3 長期前受金戻入	192, 736	△ 214	192, 522
	3 特 別 利 益		0	2, 536	2, 536
		1 過年度収益修正益	0	2, 536	2, 536

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			1, 021, 543	8, 300	1, 029, 843
	1 営 業 費 用		832, 143	3, 300	835, 443
		1 管 渠 費	38, 571	1, 000	39, 571
		2 処 理 場 費	128, 489	Δ 1,000	127, 489
		3 流域下水道維持管 理 負 担 金	99, 160	3, 300	102, 460
	2 営業外費用		189, 400	5, 000	194, 400
		3 雑 支 出	22, 500	5, 000	27, 500

2. 資本的収入及び支出

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			698, 454	0	698, 454
	1 建設改良費		35, 079	0	35, 079
		2 公共下水道建設費	28, 821	0	28, 821

平成29年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益的収入及び支出

(款) 1. 下;	水道事	業収益(項) 2. 営業	美外収益						(単	道位:千円)
目	RI		オナスウ 杯	÷⊥	節					説	
	II.	表決予定額	補正予定額	計	区	:	分	金	額	武	明
3 長期前受金戻	入	192, 736	△ 214	192, 522	1 長期	明前受金	:戻入		△ 214	長期前受金戻入洞	丸 214
計		192, 736	△ 214	192, 522							
(款) 1. 下水道事業収益 (項) 3. 特別利益 (単位:千円)											
	BI	いっち	壮エマウ 奶	=L	節					=∺	
目	II.	表表定額	補正予定額	計	区	:	分	金	額	説	明
1 過年度損益修正	益	0	2, 536	2, 536	1 過年	度損益値	多正益		2, 536	過年度損益修正益均	∄ 2,536
計		0	2, 536	2, 536							
 支	出										
(款) 1. 下	水道事	業費用(項) 1. 営業	 養用						(単)	Ú位:千円)
目	BI	既決予定額	補正予定額	計	節					説	明
l	E)	1. 大) 上 积			区	:	分	金	額	пЛ	193
1 管 渠	費	38, 571	1, 000	39, 571	25 修	繕	費		1, 000	修繕費増	1, 000
2 処 理 場	費	128, 489	Δ 1,000	127, 489	20 委	託	料	Δ	1,000	委託料減	Δ 1,000
3 流域下水道維持 理 負 担	·管 金	99, 160	3, 300	102, 460	36 負	担	金		3, 300	負担金増	3, 300
計		266, 220	3, 300	269, 520							
(款) 1. 下	k道事:	業収益(項) 2. 営業	美外費用						(単	<u> </u>
	BI	表表字定額	補正予定額	計	節				説	明	
	IA)	以 次了足蝕			X	:	分	金	額	пЛt	-973
3 雑 支	出	22, 500	5, 000	27, 500	5 そ	の他雑	支出		5, 000	消費税増	5, 000
計		22, 500	5, 000	27, 500							
2. 資本的収入及び支出											
支	出										
(款) 1. 資;	太的支 ∤	出 (項)	1. 建設改良	·						(単位:	壬円)

_	(款) Ⅰ. 資本的	<u> 文出 (垻)</u>	1. 建設以	文質						(単位)	: 十円 <i>)</i>
	目	既決予定額	定額 補正予定額 計		計		節			説	明
	П	以入了た協	州上了足银	独 前	ĒΙ	区	分	金	額	ロル	97
	2 公共下水道建設費	28, 821	0	28, 821	20 委託料			△ 87	委託料減	△ 87	
	2 公共下小坦廷战员	20, 021	O	20,	JZ 1	24 工事計	青負 費		87	工事請負費増	87
	計	28, 821	0	28,	321						

平成29年度富士見町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(単位:千円)

		(単位:千円)
	項	金額 金額
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	231, 685
	受取利息及び受取配当金	△ 300
	営業外雑収益	△ 200
	一般会計補助金	△ 510,000
	長期前受金戻入	△ 192, 522
	支払利息	166, 800
	営業外雑支出	463
	減価償却費	521, 463
	過年度損益修正益(損△)	0
	その他損益勘定留保資金	10, 000
	未収金の減少(増加△)	6, 528
	前払金・前払費用の減少(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)	0
	その他流動資産の減少(増加△)	0
	引当金の増加(減少△)	1
	その他固定負債の増加(減少△)	0
		△ 10, 699
	前受金の増加(減少△)	0
	その他流動負債の増加(減少△)	0
	小計	223, 219
	 利息及び配当金の受取額	300
	営業外雑収益	200
	一般会計補助金	510, 000
	過年度損益修正益(損△)	0
	<u> </u>	△ 166, 800
	営業外雑支出	△ 463
	ニューニュー 音楽が稚文山 営業外活動に係る未収金の減少	0
	営業外活動に係る未払金・未払費用の	<u> </u>
	営業活動によるキャッシュ・フロー	570, 244
п		370, 244
Π	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
	有価証券の取得による支出	
	有価証券の売却による収入	9,400
	国庫補助金等の収入	,
	建設改良費	△ 41, 863
	建設改良に係る未収金の減少	△ 303
	建設改良に係る未払金・未払費用の増	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,888
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	0
	企業債の返済による支出	△ 646, 374
	長期借入金による収入	100,000
	長期借入金返済による支出	△ 17, 000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 563, 374
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少)額	△ 14, 018
V	現金及び現金同等物の期首残高	427, 634
VI	現金及び現金同等物の期末残高	413, 616